

ハンセン病についての
正しい知識の普及啓発行事
オンライン講演会
<前半>

東京都健康安全研究センター

「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日である6月22日は「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」とされています。

東京都でも、ハンセン病についての正しい知識の普及啓発のため、オンライン講演会を実施します。

〈前半〉

ハンセン病問題について

国立ハンセン病資料館
事業部社会啓発課長
大高 俊一郎

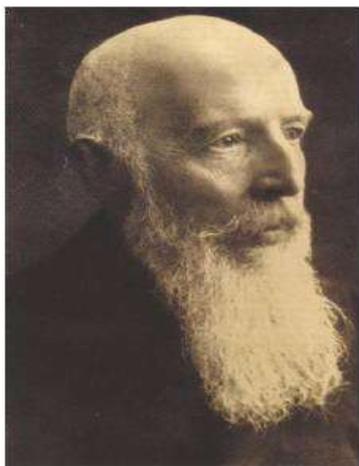
ハンセン病問題とは

- 明治時代以降の国によるハンセン病対策（隔離政策）が原因で、ハンセン病を患った方とその肉親の方の人権が侵害され過酷な差別を受けてきた人権問題
- 国によるハンセン病対策は日本国憲法に違反する人権侵害であるとする司法判断が確定している
- 新型コロナウイルスに感染された方、そのご家族、医療従事者などに対する偏見差別とも共通する部分がある

ハンセン病はどんな病気？

ハンセン病は「らい菌」によって引き起こされる慢性の感染症です

- 1873（明治6）年、ノルウェーのハンセン※が「らい菌」を発見



アルマウル・ハンセン
（1841-1912年）



らい菌

※ハンセン病はかつて「癩（らい）病」と呼ばれていましたが、それが差別的な意味を込めて使われていたことから、「らい菌」発見者のハンセンにちなんで現在は「ハンセン病」と呼ばれています



- 最初の症状は皮疹をともなう
知覚麻痺
(熱い、痛いといった感覚がなくなる)

- 治療せずに症状が進むと、運動障害
や変形が生じてしまいます。その場
合、病気が治っても後遺症が残って
しまいます。



ハンセン病の皮膚症状

現在は、薬で治る病気です。

- 早く治療すれば、入院しなくても後遺症を残さずに治せます。
- 栄養状態や衛生状態が悪い場所で感染、発病する可能性が高くなります。



今の日本では発病の危険はほぼありません

日本のハンセン病問題の歴史 (明治から現在まで)

文明国の仲間入りを目指す政府は、ハンセン病の患者が屋外で生活しているような状態を、「はずかしいこと」と考えました。

1907（明治40）年

法律を作って、住む家がない患者を療養所に隔離することをはじめました（「癩予防二関スル件」）。

全国で5か所の公立の療養所がつくられました。
（青森、東京、大阪、香川、熊本）





隔離をすすめるために作られた
ポスター

1931（昭和6）年
法律が改正され、**全ての患者が隔離の対象**となります

国は「**おそろしい伝染病**」という
まちがった考え方をひろめて、
「**絶対隔離**」を実現しようとした



ハンセン病に対する**国民の偏見・差別**を助長し**定着**させてしまいました

順次、療養所を拡張・増設



無癩県運動

(1930年代～1960年代)



本妙寺（熊本）における強制収容
1940（昭和15）年

患者のいない状態の実現を目的として行われた、官民合同の取り組み。患者を見つけ出し、警察などが療養所に送り込みました。患者を発見した時の密告も奨励されました。

強制収容がきっかけで、一家離散、親族の離婚や失業、自殺、一家心中が各地で起こりました。

療養所の実態

患者を閉じこめた監禁室



邑久光明園（岡山県）の監禁室

所長の権限で患者を処罰することができました

患者作業 (患者がやらされた仕事)



療養所のなかの道をつくる工事
(東京・全生病院)

療養所の運営に必要なさまざまな仕事を患者に行わせました

病気を治して社会に戻っていくための場所ではなく、
「ここで死んでもらう」ための場所でした。



794

1192

1338

1603

1867

1912

1926

1989

2019



プロミン

戦後すぐの時期、日本にプロミンという薬が入ってきて、ハンセン病は薬で治せる病気になります。

隔離政策をとっていた国々では次第に隔離が廃止されていきます



奈良	平安	鎌倉	室町	戦国	江戸	明治	大正	昭和	平成	令和
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

794

1192

1338

1603

1867

1912

1926

1989

2019



無理やり隔離することなどをやめるよう
訴える入所者たち
1953（昭和28）年 国会裏で

入所者たちは無理やり隔離
することをやめるよう
に国に要求しましたが
（らい予防法闘争）、**国**
はそのまま隔離をつづけ
ました。



1953（昭和28）年
「らい予防法」成立



1996（平成8）年
強制隔離を定めた「らい予防法」廃止。

2001（平成13）年
「らい予防法」は日本国憲法に違反する人権を無視した法律だったという熊本地裁の判決が出て確定（「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟）。

2009（平成21）年
「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行（ハンセン病問題基本法）



2019（令和元）年

ハンセン病を患った人の家族がうけた差別、被害について国の責任を認める熊本地裁の判決が出て確定（ハンセン病家族訴訟）。

2020（令和2）年

ハンセン病を理由とした特別法廷※は違憲であるとする熊本地裁の判決が出て確定。

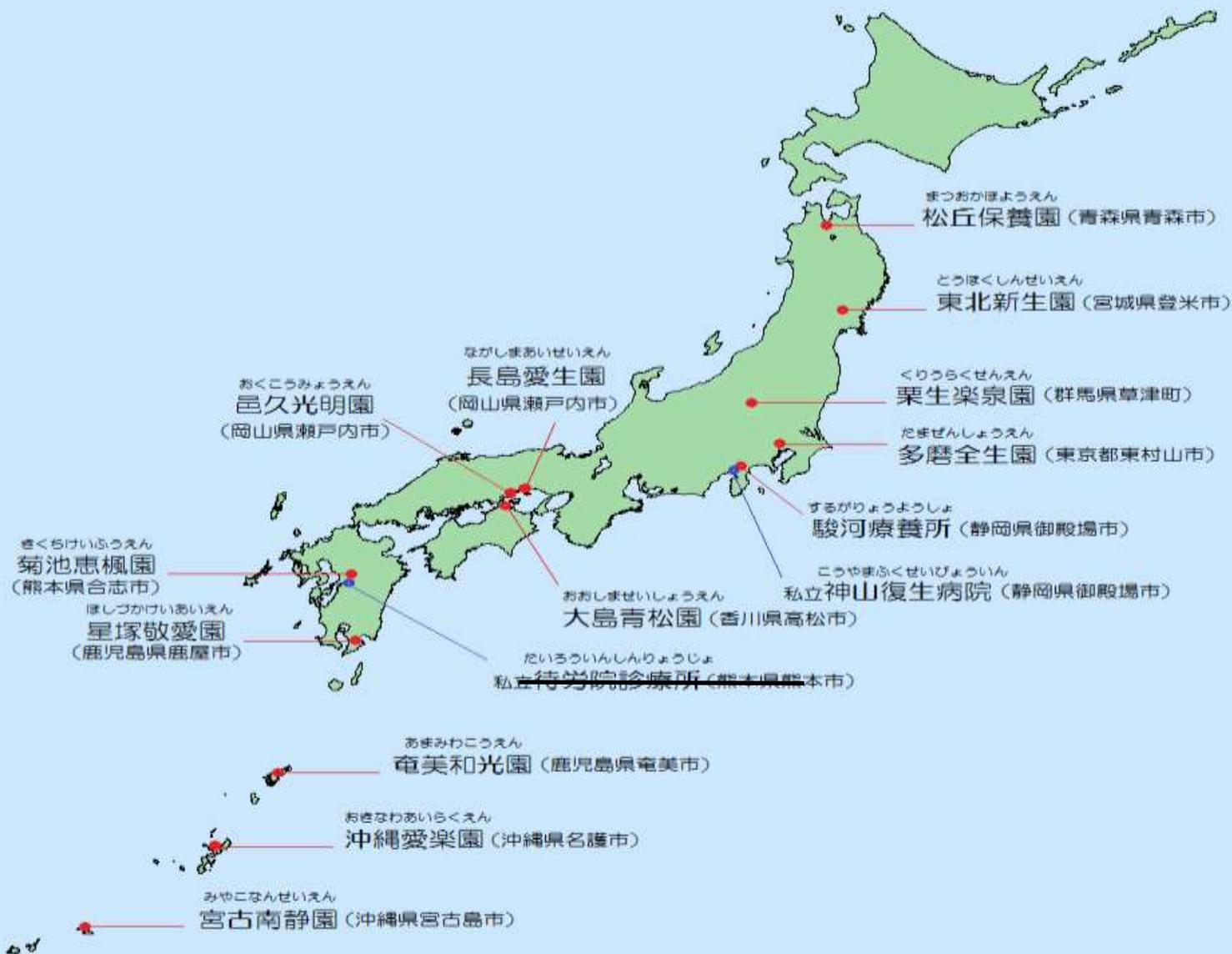
※特別法廷

例外的に裁判所ではない場所で行われる裁判のこと。実際に行われた特別法廷の大部分がハンセン病患者・回復者の出廷を理由に最高裁判所が許可していた。

113件のうち95件がハンセン病を理由とするもの（1948年～1977年）



ハンセン病療養所所在地図



入所者数 1001人

平均年齢 87歳

(2021年5月1日現在 国立13園の数字)

ハンセン病療養所の入所者の病気は治っています。

病気が治っていても、「らい予防法」がなくなっても、いろいろな理由で、ほとんどの人は療養所での生活をつづけています。

ハンセン病ではない人たちがハンセン病療養所で暮らしている主な理由

- 年をとりすぎた
→ 「らい予防法」の廃止が遅すぎた
- いっしょにくらせる家族がない
→ 肉親との縁が切れている
療養所で断種・墮胎を強いられた
- 差別されるのでは？
→ ハンセン病に対する差別がなくなっていない

今も残る差別 ～納骨堂から考える～

ハンセン病療養所には亡くなった方のお骨が納められる納骨堂（お墓）があります。療養所のなかにお墓があるということが、ハンセン病問題の深刻さを物語っています。

納骨堂が作られた理由

療養所に入る人の多くは、**家族との縁が切れてしまいます。**

たとえ亡くなっても、多くの場合は、家族との縁が元にもどることはありません。

だから、療養所で亡くなった人は**家族のお墓に入れない**ので、療養所のお墓（納骨堂）に入ります。

**この状況は今も続いています
（差別がなくなっていない）**



松丘保養園の納骨堂
(青森県)



多磨全生園の納骨堂
(東京都)

自分が死んだらお父さんとお母さんと
同じお墓に入って、親子3人で仲良く
暮らしたい。

家族訴訟判決後の原田信子さん（原告）のコメント

国による人権侵害や偏見差別によって人生が歪められるようなことをくり返さないために、ハンセン病問題の歴史と教訓を社会全体で共有し、次の世代に伝えていくことが大切ではないでしょうか